

別表第2（第9条関係）

世帯区分	月額負担上限額
市町村民税課税世帯の者（一般世帯）	37,200円
市町村民税非課税世帯の者	0円
生活保護世帯等の者（生活保護又は支援給付）	0円

（注）

- 1 世帯の範囲は、障害者については、障害者及びその配偶者とし、障害児については、保護者の属する住民基本台帳上の世帯とする。
- 2 収入とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額、老齢基礎年金、障害基礎年金等の公的年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当の合計額をいう。
- 3 障害者又はその配偶者のいずれかが一定所得以上（市町村民税所得割の課税額が46万円以上）の場合は、給付対象外とする。
- 4 生活保護世帯等の者とは生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援給付世帯をいう。